議 会 資 料 課 税 課 **承認第** 4 号

志摩市税条例の一部を改正する条例について

# 1. 条例を改正する理由

令和6年度税制改正における「地方税法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第4号)が令和6年3月28日に可決成立し、一部を除き令和6年4月1日から施行となったため、志摩市税条例の一部を改正したものです。また、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としております。

## 2. 改正する条例の要点

○令和6年度分の個人住民税の特別税額控除(定額減税)に係る規定の新設及び 改正

令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、個人住民税所得割額から1万円を控除します。(※納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る)また、この規定の新設に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について分離課税分等の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加します。

- ○バイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定の新設 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオ マス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設します。
- ○土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続

法律改正に伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置の仕組みについて、令和6年度から令和8年度までの間継続します。

# 3. 改正による効果等

○地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、整合性を図るため対応を行います。

# 志摩市税条例(平成16年志摩市条例第62号)新旧対照表

現行	改正後(案)
附則	附 則 (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、前り第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、前り第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、所則第7条の5第1項の規定の適用がないものと

した場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例) 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民 税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、 第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普 通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用 がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人 の市民税の額をいう。)及び特別税額控除前の普通徴収 に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通 徴収に係る個人の県民税の額をいう。)の合算額(以下こ の号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の 住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個 人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の 合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の 個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその 者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額 を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数が あるとき、又は当該金額の全額が1.000円未満であると きは、その端数金額又はその全額を切り捨てた全額。以 下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得 た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人 の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下こ

- の項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とそ

の者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の 第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額 との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載 すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期に おいてはないものとし、第3期納期においてはその者の 第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額 との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る 特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期において はその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の合算額とする。
- 2 今和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項 の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとな ったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法に よって徴収する場合については、前項の規定は、適用しな い。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 に関する特例)

- 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2 第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公 的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において 「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の 額及び第47条の2第2項の規定により普通徴収の方法によ って徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 の額については、次に定めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年 金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規 定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2 第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額(以下この号及び第5号に おいて「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号にお いて同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び 均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項に おいて「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収 に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に 係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に 係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係 る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以 下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下こ の号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1.

000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1. 000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を 切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」 という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る 個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以 下この項において「第1期分金額」という。)に満たない 場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法 によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の 市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」 という。)及び第47条の3に規定する特別徴収対象年金給 付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき 公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下こ の項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。) は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からそ の者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除 額を控除した残額に相当する税額、第2期納期において はその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初 日の属する年の10月1日から11月30日までの間において はその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民 税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端 数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満である ときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。 以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて 得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個

- 人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下 この項において「10月分金額」という。)に相当する税 額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間において はその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人 の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額 とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、 その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその 者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴 収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第 2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日

- の属する年の10月1日から11月30日までの間においては その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその 者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る 個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相 当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間 においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人 の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金 額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びそ

- の者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定 の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴 収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の 3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に 係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」 とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴 収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 今和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人 の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除 前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前 の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した 額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た 金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該

金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人 の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額 とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特 別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1 日から翌年の1月31日までの間における税額はないもの とし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその 者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47 条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に 相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定 の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴 収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の 3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に 係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」 とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴 収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規 定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用し ない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5 条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべ き市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の 市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合におい て、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後 において市民税の納税通知書が送達される時までに提出さ れたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の 確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却 に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の 明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にそ の記載がないことについてやむを得ない理由があると市長 が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業 所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則 第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の 規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項 の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市 民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条 の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3 第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の 市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合におい て、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後 において市民税の納税通知書が送達される時までに提出さ れたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の 確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却 に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の 明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にそ の記載がないことについてやむを得ない理由があると市長 が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業 所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則 第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の 規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項 の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市 民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条 の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3 第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条 の規定に かかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額 とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項 の規定の適用については、同 「前3条」とあるのは、「前3条並びに附 則第8条第2項」

とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定め る割合は、5分の4とする。

3~13 (略)

- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同 | 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同

第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定に かかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額 とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、 附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第 34条の9第1項中「前3条」とあるのは 「前3条並びに附 則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「及び」とある のは「、附則第8条第2項及び」と、前条中「及び」とある のは「、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定め る割合は 5分の4とする。

3~13 (略)

- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号 に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす る。

号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 17 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 18 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 19 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす る。

<u>20</u> (略)

- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- <u>22</u> 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める 割合は、<u>3分の2</u>とする。
- <u>23</u> 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める 割合は3分の2とする。

24 (略)

<u>25</u> (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 18 法<u>附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 19 法<u>附</u>則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 20 法<u>附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす る。

21 (略)

- <u>22</u> 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める 割合は 3分の2とする。
- <u>23</u> 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める 割合は3分の2とする。

24 (略)

<u>25</u> (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 (略)

<u>4</u> (略)

5 (略)

<u>6</u> (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条 第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規 定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居 住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に 掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 第10条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 (略)

<u>5</u> (略)

6 (略)

<u>7</u> (略)

8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条 第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規 定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居 住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に 掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。  $(1)\sim(7)$  (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条 第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に 掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項 各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければなら ない。

(1)~(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合 住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規 則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に 提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(7)$  (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合 住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規 則<u>附則第7条第11項各号</u>に規定する書類を添付して市長に 提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに 係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受 けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定 する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる 書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(5)$  (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適 合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に 掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項 に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の 耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条 又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐 震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を 満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

 $(1)\sim(6)$  (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに 係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受 けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定 する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる 書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(5)$  (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適 合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に 掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項 に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の 耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条 又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐 震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を 満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

#### 14 (略)

(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

### 第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又</u> <u>は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定 資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるも のに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条 の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税 台帳等に登録されたものとする。

#### 15 (略)

(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

#### 第11条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、今和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又</u> <u>は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定 資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるも のに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条 の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税 台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

- 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年 度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条におい て同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定 資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算し た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固 定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定 資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分</u> 及び令和5年度分 の宅地等調整固定資産税額

(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を加算し

た額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額

は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項 の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る

令和4年度分及び令和5年度分の

宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6 以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの

は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項 の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から</u> <u>令和8年度までの各年度分</u> の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額 が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第1 5条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たな い場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額 とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6 以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの

各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7 を超えるものに係る<u>今和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規

各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7 を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律</u> 第4号)附則第21条第1項 の規 定に基づき、<u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度 分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定 資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係 る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとき は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年 度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の 右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固 定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準 を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農 地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該 農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用があ

定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

\_\_を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用があ

る宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得の うち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされ たものに対して課する特別土地保有税については、第137 条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」と あるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附 則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に おける課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じ て得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」 とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則 第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合にお ける価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

# 3~5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略) る宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得の うち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされ たものに対して課する特別土地保有税については、第137 条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」と あるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附 則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に おける課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じ て得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」 とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則 第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合にお ける価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

# $3\sim 5$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところ による。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところ による。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税 の特例)

第19条 (略)

(略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところ による。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用につい ては、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割 の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

(略)  $2 \sim 4$ 

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところ による。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用につい ては、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割 の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税 の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに

よる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

## 第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

よる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

3 • 4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 • 4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めると ころによる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用に ついては、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)	3・4 (略)
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めると ころによる。 (1)~(4) (略)	5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めると ころによる。 (1)~(4) (略)
(1) - (4) (ML)	(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用につい では、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割 の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3 第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
6 (略)	6 (略)